

セラミックス遺産認定制度

2025年度説明会

2025年6月12日 (木)

15：00-16：00

◆セラミックス遺産とは ※原則として明治時代以降ですが、伝統技術、文化については遡及も可能です。
セラミックス分野において、次の①～③のいずれかに該当し、技術史的、文化的価値が高いもの

- ①我が国の産業分野の技術革新や創造に貢献したもので、
初出時点で独創性、新規性があったもの（明治以降の産業発展の基盤となったもの）
- ②社会、生活、文化など世の中の変革や発展に貢献したもの
(新分野・新市場の創出、生活の発展や新生活様式の創出に貢献したもの)
- ③我が国の伝統に基づく技術、文化で次世代に教育的価値が高く伝承すべきもの
(歴史的価値のある技法、工法など)

◆認定対象

次の①～③のいずれかに該当し、**現存して視認できるもの**を対象としております。

- ①保存、または実用されている装置、部材、製品、原料
- ②象徴的、代表的な土木建造物、プラント、構造物
- ③歴史的価値のあるプロセス技術等が記された資料

【セラミックス遺産認定制度の特徴】



- ① 技術史的、文化的価値
→ 5つのキーワードで評価
- ② 保存継承活動
→ ①の価値を、一般市民に
伝える活動を評価

◆セラミックス遺産のキーワード

キーワード	内容例
(1) 独創性・先行性	<ul style="list-style-type: none"> ・極めて初期に開発・製造されたもの・利用された技術等 ・他に先行した技術等により、従来よりも著しく価値を高めたもの
(2) 普及性・基盤性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会に広く普及し生活に浸透したもの ・多様な製品・技術の基盤となったもの
(3) 産業貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・新分野・新市場の創出に貢献したもの ・量産・市場拡大など産業発展に貢献したもの
(4) 社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・社会・生活の変革や発展に貢献したもの ・人や社会との調和に貢献したもの（安全性・環境保全性など） ・学術的価値の向上に貢献したもの
(5) 歴史的・文化的価値	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統に基づく技術・文化で伝承すべきもの ・生活の豊かさに繋がる文化・芸術性に優れるもの ・次世代への教育的価値の高いもの

◆保存継承活動

子供たちを含む一般市民に遺産候補の価値を伝える活動も評価

★補足

仮に上記キーワードや保存継承活動について、「未記載」、あるいは「該当なし」をもって、すぐにセラミックス遺産の対象外・あるいは認定外にはしない（総合的に評価する。）

◆推薦資格、件数

支部長・部会長：毎年度 2 件

特別会員代表者：毎年度 1 件

※前年度からの**継続審査案件**は含まない

◆表彰件数 ← 表彰件数に関する内規

原則毎年度 5 件以内

※下記のとおり、**実審査件数**に応じて、最大認定数を設定

実審査件数(A)	15～17	18～19	20～22	23～24	≥25
最大認定数 (10件以下でAの4割以内)	6	7	8	9	10

実審査件数：新規推薦件数 + **継続審査案件**の件数

◆継続審査案件：最大 5 件まで

- ・選考委員会は、1次審査を通過した案件については、
「認定」と「認定外」以外に**「継続審査案件」**の選考（選定）が可能。
- ・**「継続審査案件」**に対しては、担当委員から意見書をフィードバックし、
次年度の再度の申請をフォローする。

★継続審査案件の補足

2025年度が第 1 回目の認定となりますので、この年度では継続審査案件は存在しません。

	2025年												2026年					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6			
周知・募集	募集 ～8/20																	
					○6/12説明会													
審査																		
認定																		



ヒアリング調査
現地調査

★
理事会
(承認)

◆
表彰式

【ヒアリング調査】

・原則として、一次審査通過案件に対し実施
(1件につき15分程度、オンラインで実施予定)
※事前に質問事項をお伝えするので、その回答をご準備ください。

【現地調査】

一次審査通過案件のうち、選考委員会で
必要性があると判断した案件のみ実施
(2時間以内)

※現地調査を実施した案件は
ヒアリング調査は行わない。
(現地調査の中でヒアリングも実施する)

●WEBサイト公開

<https://www.ceramic.or.jp/act/award/heritage.html>

セラミックス遺産認定制度

2024.07.17 ~ 2025.05.01

~技術史的、文化的価値に加えて、現在の保存継承活動も評価する~
セラミックス遺産認定制度

日本セラミックス協会 表彰委員会
セラミックス遺産認定制度検討小委員会

■認定までの流れ(2025年度)

- ①推薦受付(2025年4月～2025年8月中旬頃)
- ②審査(2025年9月～2026年2月)※書類審査、ヒアリング調査、現地調査等を実施予定
- ③認定にあたっての遺産所有者の同意書の提出(2026年2月)
- ④理事会承認(2026年2月)
- ⑤WEBでの公開(2026年3月)
- ⑥表彰式(2026年6月)

■規程・推薦要項及び提出書類(推薦締切日:2025年8月20日(水))

規程	セラミックス遺産規程 PDF
推薦要項	2025年度推薦要項 PDF
提出書類	推薦書フォーム(MSWord) Word

■FAQ(最終更新日2024年11月29日)

よくあるご質問とその回答は[こちら](#)

■2025年度説明会について

開催日時、参加対象、申込方法等は[こちら](#)

<問い合わせ先>

公益社団法人日本セラミックス協会 セラミックス遺産 担当

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-22-17

TEL 03-3362-5231 FAX 03-3362-5714

E-mail:isan@ceramic.or.jp

**推薦書作成にあたり、下記4点を
必ずご確認ください。**

- ・規程
- ・2025年度推薦要項
- ・推薦書フォーム
- ・FAQ

No	参加者種別	質問内容等	
1	B	設備で遺産に認定された場合、修理、保全などの制約はあるのでしょうか。	
2	A	判断基準。登録された後のメリット。	
3	C	認定外となった案件の次年度以降の取り扱いについて、再度推薦可能なのか、以降は推薦不可となるのか。	
4	B	弊社内にある推薦案件の中で、どの様な優先度で認定推薦していくべきかを、制度の基本的な考え方含めて、聴講・確認したいと考えています。	—

【参加者種別の凡例】

- A : 支部、部会関係者
- B : 特別会員
- C : 個人会員など
- D : その他

No.	分類	質問内容	回答	回答公開日
1-001	遺産の対象	遺産になりそうな装置Xを保有していたのですが、つい先日廃棄してしまいました。ただし、その装置Xが動いていたときの動画は保存してあります。その動画を用いることで、装置Xを対象とすることはできますか。	・申し訳ございませんが、現状の規程では「現存して視認できるもの」が対象のため、動画は残っていても、装置Xは対象外となります。 ・仮に、X装置の遺産認定ポイントをそのまま受け継いだ直後の後継機Y装置が現存している場合には、Y装置を遺産認定に申請いただくことは可能です。	2024/8/30
1-002	遺産の対象	「対象とする時代が明治時代以降」とありますから、例えば5年前に発売開始し、先月販売を終了した製品Yも認定可能なのでしょうか。	(新しい方の)年の一律の制限は設けておりませんが、一般的に遺産という単語から受けるイメージを鑑みると、現時点ですぐに認定することは難しいと思われます。どうしても応募(推薦)される場合は、なぜこの製品が遺産にふさわしいかの理由をご説明ください。	2024/8/7
1-003	遺産の対象	既に他学会の遺産に認定されている場合、セラミックス遺産の認定はできないのでしょうか。	認定可能です。推薦書に記載欄がございますので、必ずご記載ください。	2024/8/7
1-004	遺産の対象	セラミックス遺産対象は「現存して視認できるもの」とのことですが、現存する当時の図面通りに作製した「レプリカ」は対象となりますでしょうか。	認定対象を定めている、セラミックス遺産規程第4条(1)(2)には該当しません。第4条(3)の技術を示す大元の資料がある場合に、その技術を示す一例として用いることは可能ですが、レプリカだけで認定を行うことはできません。	2024/10/22
1-005	遺産の対象	巨大な構造物(例えば100メートルぐらいのトンネル窯など)の場合も、完全な状態で現存していないと対象とはならないのでしょうか。それとも、一部分でも現存していればよいのでしょうか。	一部分のみでも推薦(応募)は可能です。ただし、①現存している部分により、構造物の全体像を理解できるかどうか、②現存している部分が構造物の重要な部分かどうかに基づき審査を行うことになります。	2024/10/22
1-006	遺産の対象	当社は、約50年前に、セラミックス部品"XXX"の第1シリーズを開発、上市し、その後、大幅なリニューアル(機能の追加や改良等)を計5回重ねて、現在、第6シリーズを生産・販売しています。今回、"XXX"を候補名として推薦した場合、第1シリーズから第6シリーズまでのすべてが認定対象となるのでしょうか。	1) セラミックス遺産は、現存する特定の物品・技術資料が認定対象であるので、一件の認定には特徴的な一つのシリーズのみが対象となります。そのため、候補名や詳細説明にはそれを明確に示す記載が必要です。 ＊ 例えば候補名では「日本初の…」、「○○(特性)に優れた…」、「○○(応用)用途の…」、「○○(技術)を用いた…」などが考えられます。 ＊ 物品(工業製品)の特定には、認定候補具体的品目名および詳細説明に型番(またはタイプ、シリーズ名)の記載が望されます。 2) その遺産対象が基盤となり、その後の技術改良・量産により産業や社会の発展に貢献した場合、その対象とその後の発展の両者について詳細説明に記すことが望されます。	2025/5/12

例 セラミックス部品 ×××

・第1シリーズ
(50年前)



・第2シリーズ



・第5シリーズ

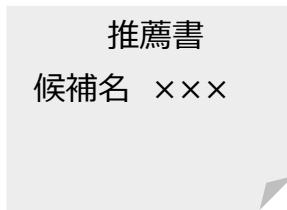


・第6シリーズ
(現在のモデル)



Q1 ×××を候補名として推薦した場合、第1シリーズから第6シリーズまですべて認定対象となるのか？

これまでの上市された全シリーズまとめて認定？？？ ⇒ できません。



・第1シリーズ
(50年前)



・第2シリーズ



・第5シリーズ



・第6シリーズ
(現在のモデル)



⇒ セラミックス遺産は、現存する特定の物品・技術資料が認定対象であるので、一件の認定には特徴的な一つのシリーズのみが対象となります。そのため、候補名や詳細説明にはそれを明確に示す記載が必要です。

例 セラミックス部品 ×××



Q2 仮に、○1年度で第1シリーズがセラミックス遺産の認定を受けた場合、翌年度以降、本製品の他のシリーズを推薦しても、認定を受けることができないのか？

○1年度

推薦書
候補名 日本初の
××× (第1シ
リーズ)

○1年度認定

・第1シリーズ
(50年前)



・第2シリーズ



....

・第5シリーズ



・第6シリーズ
(現在のモデル)



○2年度

推薦書
候補名 昭和40年
代の○○生活の変
革に寄与した×××
(第2シリーズ)

○1年度認定

・第1シリーズ
(50年前)



○2年度認定

・第2シリーズ



....

・第5シリーズ



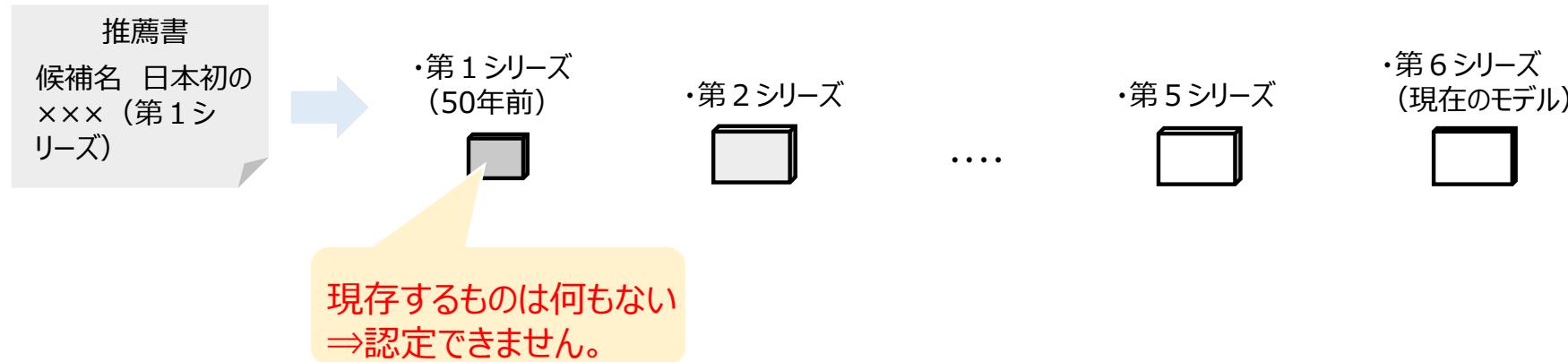
・第6シリーズ
(現在のモデル)



⇒ 制度上、認定を受けた第1シリーズとは異なる特徴を有していることを説明し、それが評価されれば、認定される可能性があります。

Q3 現存するものがないが、日本初の×××であることから第1シリーズを推薦したい。
 認定を受けることはできるのか？

○ 1年度



⇒規程では「現存して視認できるもの」が対象のため、現存するものが何もない第1シリーズは認定できません

Q4 現在発売中の第6シリーズ、もしくは先月発売終了した第5シリーズいずれかを推薦した場合、認定を受けることはできるのか？



⇒（新しい方の）年の一律の制限は設けておりませんが、一般的に遺産という単語から受けるイメージを鑑みると、現時点ですぐに認定することは難しいと思われます。どうしても応募（推薦）される場合は、なぜこの製品が遺産にふさわしいかの理由をご説明ください。

No.	分類	質問内容	回答	回答公開日
2-001	推薦資格	当社が保有している試作品を推薦したいと考えています。私自身は個人会員ですが、当社は特別会員ではありません。どうすればよいでしょうか。	個人会員の方には推薦資格はありませんので、所属されている支部や部会にお問い合わせください。(ただし、支部や部会も推薦できる件数に制限があります。特別会員からも推薦可能ですので、確実に推薦したい場合は特別会員へのご入会をご検討ください。)	2024/8/30
2-002	推薦資格	当社AA社は特別会員ですが、当社の子会社であるAz社は非会員です。今回、Az社保有している装置Pを推薦したいと考えておりますが、AA社の特別会員代表者が自社ではないAz社の装置を推薦してもかまわないのでしょうか。	推薦可能です。(①特別会員代表者が自社以外のモノを推薦することは可能です、②遺産候補の所有者・管理者については、当協会の会員資格は問いません。)	2024/8/7
2-003	推薦資格	支部長・部会長による推薦の場合、支部・部会の承認は必要でしょうか？	部会長、支部長は部会、支部の代表者という立場ですので、承認の証拠は求めませんが、了解は当然得るべきものと思います。 なお、支部・部会の推薦可能件数は年2件となっており、仮に、支部・部会のメンバー等からそれを超える推薦希望があった場合に、支部・部会として、何らかの形で2件以内に絞って推薦いただく必要がございます。	2024/10/23
3-001	推薦書	認定候補の詳細説明にある5つのキーワードで、1つでも記述できないキーワードがあると、認定されないのでしょうか。	記載されていないキーワードがあることをもって、すぐに不認定ということにはなりません。他のキーワード等の記載内容も含めて総合的に審査します。	2024/8/7
3-002	推薦書	認定を受けたい物品が外部非公開の場合は、認定される余地はないのでしょうか。	候補となる物品の外部非公開をもってすぐに不認定ということにはなりません。他のキーワード等の記載内容なども含めて総合的に審査します。	2024/8/30
3-003	推薦書	保存継承活動とはどのようなものなのでしょうか？	遺産候補を、適切に保存し、一般の方に公開している活動に加えて、そのものの歴史的意義などをわかりやすく伝える活動を指しております。現在の所有者や管理者の取り組みや工夫ができる部分であることから、審査の項目の一部としております。	2024/8/7
3-004	推薦書	過去に我々が新規開発したセラミックスの特異的な製造プロセスを遺産認定申請したいと考えています。この製造プロセスはその後世界に広く普及し、成果と実績としては充分だと考えられますが、推薦書に記載すべき写真は(対象が合成プロセスなので)該当するものはありません。合成プロセスの工程図で代用することはできますか？	工程図で代用することは可能です。ただし、現物写真の代用のため、工程図のプロセスが実際に利用されたことを示す文献等を図キャプション(または関連資料か参考資料)に示してください。なお、認定された際には、工程図の写真がWeb等で公開されることにご留意ください。	2024/9/2

1-7. FAQ (よくある質問とその回答) ③



No.	分類	質問内容	回答	回答公開日
4-001	審査	ヒアリングや現地調査について、だれが対応すべきなのでしょうか。	対応者(説明者)は、所有者(管理者)、推薦者、連絡担当者、および前記の方から推薦された方の中から1名～数名です。(なお、推薦された方のみでも可能です。)	2024/10/30
5-001	認定によるメリットや義務等	遺産に認定されるとどのようなメリットがあるのでしょうか。	①認定証を授与され、協会のWebサイトや協会誌「セラミックス」に掲載・公開されます。 ②認定遺産は産業発展や技術革新への貢献、生活・文化への大きな影響を認めるものですので、その所有者・管理者もそれらの社会的貢献への寄与が認知されます。企業の場合は、認定を社会へ伝え、優れた技術・文化への取り組みを紹介することにより、有効なPR活動になります。 ③実際に開発や保存継承に携わった方々の取り組みや努力の成果も評価されることから、その方々のモチベーション向上にも寄与します。 ④将来的には、一般の方々、特に若者や子供の、セラミックス製品やその関連技術、重要な歴史的資料への関心が高まり、セラミックスも含めた技術・文化の継承につながることを期待しています。	2024/8/30
5-002	認定によるメリットや義務等	認定に審査料は必要ですか？	不要です。	2024/8/7
5-003	認定によるメリットや義務等	認定された後に、何か義務や必要経費があるのでしょうか？	・金銭的な負担は発生しません。 ・認定遺産を当協会のWEBサイトや協会誌で紹介する際に、所有者(管理者)あるいは推薦者に原稿のご執筆や確認等をお願いする可能性があります。定期的に認定遺産の現状についてのフォローアップ調査を行う予定ですので、所有者(管理者)はご回答にご協力ください。	2024/10/30
5-004	認定によるメリットや義務等	仮に認定後に取り壊してしまうような事態になった場合どのようになりますでしょうか？認定されると壊せなくなるとかといった制限がかかることはございますでしょうか。単に認定から除外されるだけでしょうか。	認定後、何らかの変更が生じた場合は事務局まで届け出てください。 仮に取り壊しとなりますと、認定の解除という形になりますが、取り壊し前までは認定されたという事実はありますので、認定期間を追記したうえで、当協会のWEBサイトで資料公開を継続する予定です。 なお、認定により取り壊し等に関して何からの制限がかかることはありません。	2024/10/22
6-001	その他	遺産候補の所有者の同意を得ずに推薦しても構わないのでしょうか。	<推薦段階>同意を得た上で推薦いただくことを推奨しますが、同意を得ていなくても推薦は可能です。 <審査段階>①審査の途中段階で同意を得てください。②選考委員会で最終的に認定候補となった場合は、同意書の提出いただいた上で、理事会承認を行います。	2024/8/7
6-002	その他	認定後、記載内容に虚偽の疑いがあった場合、どのような対応が必要になりますか。	協会からの問い合わせを行いますので、所有者(管理者)、推薦者のいずれかの対応(質問への回答)をお願いします。	2024/10/30